

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の設備に関する事項 当社が保有する車両を、順次ユニバーサルデザインタクシーに更新し、2020年度までに約6割の車両を置き換える。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
① 予約時の利便性向上を図るため、配車アプリ開発会社との連携を図る。
② 新人乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。
③ ユニバーサルデザインタクシーについて、実車研修を定期的実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	2019年度は16台のタクシーをユニバーサルデザインタクシーに置き換える。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員は全てユニバーサルドライバー研修を受講する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
配車アプリを通じた車両指定機能への対応	・配車アプリで予約時にユニバーサルデザインタクシーが指定できる改良に対応する。(2019年度以降)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員の研修 ・車椅子用スロープ設置の実技研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新人乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。(2019年度 予定：20名) ・ユニバーサルデザインタクシーの乗務員を対象に、車椅子利用者のためのスロープ設置等、乗降支援の実技研修を定期的実施する。(2019年度)

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等が多く参加するイベント等、ユニバーサルデザインタクシーを優先して配車する必要がある場合には、他社タクシー会社とも連携できるように連絡体制の構築を検討する。 ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。 ・本社の業務課をバリアフリーの主管課とし、社として推進体制を構築する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--